

1. 商品名	定期積金
2. 販売対象	法人および個人
3. 期間	6ヵ月以上5年以内の月単位
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	分割預入 1,000円以上 1,000円単位(定額式)
5. 払戻方法	満期日以後に一括して払い戻します。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払日 (3) 計算方法	(注)定期積金の場合、利息相当額を「給付補填金」といいます。 預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。 満期日に一括して支払います。 証書記載の給付契約金と掛金総額の差額により計算します。
7. 手数料	
8. 付加できる 特約事項	
9. 中途解約の 取り扱い	やむを得ない事由により満期日前に解約するときは、以下の中途解約利率により計算した利息とともに払い戻します。 (1) 初回払込日から解約日までの期間が12ヵ月未満のもの … 解約日における普通預金利率 (2) 初回払込日から解約日までの期間が12ヵ月以上のもの … 約定年利回り×60% (小数点第3位以下切捨て、ただしこの利率が解約日に普通預金利率を下回る場合は当該普通預金利率) なお、契約期間中に証書記載の掛金総額に達しないときも上記と同様に取り扱います。
10. その他参考 となる事項	(1) 積金の掛込みが遅延したときは、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べます。または、証書記載の利回による遅延利息をいただきます。 (2) この積金の掛金が払込日前に払込まれたときは、先払割引金を証書記載の利回に準じて計算します。この場合、先払日数6日以上のものに限ります。ただし、先払分に応じて満期日の繰上げは行いません。 (3) 満期日以後に解約する場合、給付契約金(掛金総額に達しないときは掛金残高相当額)に満期日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算した利息を支払います。
11. 預金保険制 度の対象	預金保険制度の対象となります。
12. 当行が契約 している指定 紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772